

婚姻届

令和 年 月 日 届出

岩手県盛岡市長 殿

午前・午後 時 分 受付						
受 理 令 和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知

(1)	(フリガナ)	夫 にな る 人		妻 にな る 人	
	氏 名	氏 名		氏 名	
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		昭和・平成 年 月 日	
(2)	住 所	都道府県		都道府県	
	(住民登録をしているところ)	番地 番 号		番地 番 号	
		方書		方書	
(3)	本 籍	都道府県		都道府県	
	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	番地 番		番地 番	
		筆頭者の氏名		筆頭者の氏名	
	父母及び養父母の氏名 父 母 と の 続 き 柄	父	続 き 柄	父	続 き 柄
		母	男	母	女
	(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	養父	続 き 柄	養父	続 き 柄
		養母	養 子	養母	養 女
(4)	婚 姻 後 の 夫 婦 の 氏 ・ 新 し い 本 籍	☐ 夫の氏 ☐ 妻の氏	新本籍 (左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 番地 番		
(5)	同 居 を 始 め た と き	昭和 令和 年 月 平成		結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください	
(6)	初 婚 ・ 再 婚 の 別	☐ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)		☐ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)	
(7)	同 居 を 始 め る 前 の 夫 妻 の そ れ ぞ れ の 世 帯 の お も な 仕 事 と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(8)	夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業			
	そ の 他				
	届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫 印		妻 印	
	事 件 簿 番 号		住 定 日	夫 年 月 日	妻 年 月 日

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。修正液や修正テープは使用しないでください。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届は、土・日曜日や祝日でも届けることができます。

◎証人（成年の方）は2名必要です。必ず自署してもらってください。

証 人		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
住 所	都道府県	都道府県
	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	都道府県	都道府県
	番地 番	番地 番

―> 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
―> 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

―> □には、名乗る氏に☑のようにしるしをつけてください。
―> ☑の氏の人、または外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

―> 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
―> 内縁のものはふくまれません。

◎連絡先（日中に必ず連絡のつくところを書いてください）

夫	電話 () 自宅・携帯・勤務先
妻	電話 () 自宅・携帯・勤務先

―> 必ず、本人が署名してください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

